

行田市忍川浸水対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 市及び令和元年東日本台風に伴う一級河川忍川の越水、溢水等により甚大な被害を受けた地域の住民が、相互に連携を図り、忍川の浸水対策に関する情報を共有するとともに、浸水対策を推進するため、行田市忍川浸水対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 忍川整備に関する情報共有に関すること。
- (2) 忍川整備に関する地域の意見集約に関すること。
- (3) その他忍川整備の促進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 座長には建設部長をもって充て、委員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 協議会のオブザーバーとして、別表第2に定める機関の職員を置く。

(座長の職務)

第4条 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、危機管理監が座長の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部道路治水課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	役 職
市職員	危機管理監
	都市整備部長
	環境経済部長
	総合政策部長
第二旭自治会	会長
向友会	会長
緑町自治会	会長
一佐間自治会	会長
二佐間自治会	会長
佐間神明自治会	会長
佐間三間自治会	会長
下忍区自治会	会長
堤根区自治会	会長
樋上区自治会	会長
南駒形自治会	会長
下忍団地自治会	会長

別表第2（第3条関係）

オブザーバー	埼玉県行田県土整備事務所
	独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所